

第1回 2017年5月20日



その昔、飯島町は信州初の県庁があった場所なのじゃ！1868年、信州初の「県」として伊那県ができる、飯島に県庁が置かれました。知事もあったぞよ。任命されたのは、京都のお公家さまの「北小路俊昌（きたこうじ としまさ）」。何を隠そう、われのことぞ！

「信州いいじま伊那県ウォーク」開催中！

初代伊那県知県事が京都を発つて飯島に着任したという史実にちなみ、伊那県発足150年を迎える2018年にゴールできるよう、「信州いいじま伊那県ウォーク」として京都から飯島まで歩く催しを全12回の行程で行っています。2017年5月に京都御所をスタートし、2018年7月に飯島へゴールします。毎回約50名で約20～30kmを歩いています。

朝早いときは3時30分に飯島を出発し、バスでスタート地点に向かいました。夏は暑い中を歩き、秋には不運にも3回続けて雨の中の歩行となりました。今後は天気が良いことを祈るばかりです。

飯島中学校2年2組（担任：新井いずみ先生）の参加もあり、毎回クラスの3～4人が交代で歩いてつないでいます。道沿いの景色や宿場町の街並みを楽しみながら、元気よく歩いています。

最終回は2018年7月28日、お陣屋行燈市の日です。

詳しくはブログ「飯島陣屋日記」をチェック！



第8回 2018年3月17日



伊那県ウォーク開催！



上表で「二分」と表記があります。大きさは縦1.9cm×横1.2cmほどで、とても小さいものです。



賤二分金の流入！…伊那県商社事件へ

貧しい庶民には特に手厚い行政を目指しているさなか、二分金という金貨の賤金が全国に出回ります。戊辰戦争の軍資金を調達するため、倒幕諸藩のほか、東北諸藩も発行したと言われています。東山道官軍の通過の際に賤二分金が流入し、特に伊那谷へは近江商人が生糸の買い付けなどで持ち込みました。全国の賤二分金の5枚に1枚は伊那谷にあると言われるほどでした。

二分金とは、1両の半分の値打ちの貨幣です（1両=4分=16朱）。また賤二分金は、銀・銅・真鍮の台に金をかぶせただけのものでした。

二分金は庶民にも多く使われていたため、賤金の蔓延は、連年の凶作で困窮する庶民の生活をさらに直撃しました。1869（明治2）年7月2日には飯田で「二分金騒動」と呼ばれる大暴動が起き、8月に入ると伊那県下でも騒動が発生しています。

伊那県商社事件

この賤二分金騒動を受け、新政府は明治2年9月、「賤二分金100両を金札30両に交換する」と宣言します。しかし庶民の暮らしを第一に考える伊那県は「賤二分金100両を正金100両と交換しよう」と決断。7割の負債は「伊那県商社（今で言う株式会社のようなもの）」を設立し、商社で稼いだお金で償却していくと考えました。

そもそも株式会社を設立するには、資金が必要になり、そのお金を集めるために株式を発行します。投資家は、この会社が将来成長しそうな会社だと見込み、利益還元を期待して株式を買い、投資することになります。そうすることで会社の設立資金を集めることができ、会社を開くことができるようになります。

「伊那県商社」も現代の株式会社のように、設立するため

の資金を集めなければなりませんでしたので、「伊那県商社札（今で言う株式）」を発行して、豪農や豪商などに購入してもらおうと考えていました。

しかし直後の同年12月に新政府から、県藩が独自で発行する通用手形類停止の布告が下されます。これは商社札も含まれていました。商社札が発行できない、つまり商社札を買つてもらうことのできないということになります。そのためお金を豪農などから借りることができなくなってしまいました。

この現状を打開するために、国の禁止事項である外国商社（この時はオランダ商社）からの借金をしてしまいます。その後返済に行き詰まり、国へ納めるべき貢租金をこの返済へ充ててしまっています。そのことが明るみとなり、「伊那県商社事件」として発覚することとなるのです。

「伊那県商社事件」6つの罪科とは

- 1 布令に背いて外国人から借金したこと。
- 2 布令に背いて商社を使って賤金を正金値段で納めさせたこと。
- 3 商社切手で貢租金を納入させ商社札を貸し付け、利金で商社切手を引き替えると約束するなど、商社人に大きな損失を与え、貢租金の上納を遅らせたこと。
- 4 県庁の賤金を、商社を使って正金値段で引き替えさせたこと。
- 5 賤金を区別せず（銀台・銅台）、ずさんな扱いをしたこと。
- 6 官員の専断で貢租金を商社へ貸し付けたこと。

（出典：中村文『信濃国の明治維新』名著刊行会、2011年）

「御一新」実現の場

伊那県商社事件発覚後、北小路俊昌をはじめとする主要官員は有罪となり失脚します。しかし創県期のリーダーたちにとって、寄り添うべきは政府ではなく民衆であった、ということを物語っています。

賤二分金問題に端を発した伊那県商社事件は、明治3年夏から秋にかけての創県期主要官員の失脚や、その後の中野県分立で政治的決着がつきました。これをもって『民衆のための世直し』が終わることとなるのです。

かつて約190年もの間、幕府の代官役所として続いてきた飯島陣屋は、一面では封建時代の象徴でもありました。伊那県は3年3ヶ月の短い期間しか存在しませんでしたが、最大で32万石に及んだ県域を舞台に、「御一新」を実現しようと奮闘した場でもあったのです。

【参考文献】

- (1) 長野県『長野県史 通史編第7巻近代1』長野県史刊行会、1988年
- (2) 飯島町誌編纂刊行委員会『飯島町誌下巻 現代・民俗編』飯島町、1993年
- (3) 宮下一郎『飯島町史（復刻版）』名著出版、1974年
- (4) 中村文『信濃国の明治維新』名著刊行会、2011年
- (5) 高木俊輔『飯島陣屋ブックレット 伊那県時代』飯島町歴史民俗資料館、1966年
- (6) 高木俊輔『明治初年伊那県政について－その官員構成に関する考察－』（『信濃』第28巻・8）
- (7) 中村文『尾張藩取締役所と伊那県－尾張藩の役割をめぐって－』（『信濃』第43巻・2）
- (8) 青木隆幸『伊那県商社事件顛末記（上）』（『信濃』第65巻・5）
- (9) 青木隆幸『伊那県商社事件顛末記（下）』（『信濃』第65巻・7）
- (10) 『国史大辞典 第1巻』吉川弘文館、1990年